

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護及び日常生活支援総合事業通所介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目 次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3. 営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金及び職員体制・・・・・・・・
5. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 山田福祉会
- (2) 法人所在地 福岡県嘉麻市上山田818-18
- (3) 電話番号 0948-52-1477
- (4) 代表者氏名 施設長 赤間 晴子
- (5) 設立年月日 昭和56年11月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型 通所介護事業所・平成28年4月1日指定
指定嘉麻市日常生活支援総合事業 第一号通所介護事業
事業所番号 4072100029号
- (2) 事業所の目的 地域密着型 通所介護サービス
- (3) 事業所の名称 たちばな苑デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 福岡県嘉麻市上山田818-18
- (5) 電話番号 0948-52-1477
- (6) 事業所長氏名 皆川 浩美
- (7) 当事業所の運営方針 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または
要介護状態になるこの予防に資するよう行います。
- (8) 開設年月日 平成元年3月1日
- (9) 利用定員 18人

※当事業所は特別養護老人ホームたちばな苑に併設されています。

3. 営業時間

(1) 休業日及び営業時間

休業日	毎週日曜日、/ 12月30日～1月3日
受付時間	毎日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月曜日～土曜日 10時00分～15時00分

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金及び職員体制

	配 置	配 置 基 準
管 理 者	1名以上	1名以上
生 活 相 談 員	1名以上	1名以上
看 護 職 員	1名以上	1名以上
機 能 訓 練 指 導 員	1名以上	1名以上
介 護 職 員	2名以上	2名（利用18名に対し）

諸事情により業務遂行に支障が出た場合に関しては、その他法人内事業人員にて協力体制を拡充しサービス提供に対する支援体制の維持継続を確保します。

当事業所が提供するサービスについて

- ・ 当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金（介護負担割合証）に応じた割合の金額が、介護保険から給付されます。（平成28年4月1日一部改正）

〈サービスの概要〉 たちばな苑は介護保険法に定める地域密着型通所介護Ⅱ
（サービス提供時間5時間以上7時間未満）に該当します。

（ご利用希望の際は事前にご連絡下さい。）

①サービスの利用基本加算負担額

＜地域密着型通所介護＞ 1回のご利用につき

	介護保険内(1回)									保険外
	利用基本			入浴加算			サービス提供体制加算Ⅰ			食事(1食)
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
要介護1	657円	1314円	1971円	40円	80円	120円	22円	44円	66円	400円
要介護2	776円	1552円	2328円							
要介護3	896円	1792円	2688円							
要介護4	1013円	2026円	3039円							
要介護5	1134円	2268円	3402円							

※ 入浴につきましてはご利用いただいた場合のみ利用料金が発生します。

※ 食事に関しましては、利用開始前までにキャンセルがない場合は規定金額をご負担頂きます。

＜嘉麻市日常生活支援総合事業 第一号通所事業＞

包括支援センター等の計画に基き、回数にかかわらず1ヶ月につき

	介護保険内						保険外
	利用基本(1ヶ月)			サービス提供体制加算Ⅰ(イ)(1ヶ月)			食事(1食)
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
要支援1(事業対象者)	1798円	3596円	5394円	88円	176円	264円	400円
要支援2	3621円	7242円	10863円	176円	352円	528円	

※個別の負担割合証に記載された負担割合に応じて個人負担割合が異なります。

※当事業所(介護及び予防総合事業)においては、上記保険内以外に介護職員等処遇改善加算Ⅱ(9%)を取得しております。

※食事に関しましては、利用開始前までにキャンセルがない場合は規定金額をご負担頂きます。

(当事業所が提供するサービスについて)

① 身体介護

日常生活活動の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。排泄・移動移乗の介助・緊急時その他必要な介護

② 入 浴

入浴に付随する着脱等の支援を含め安全自立に向けての支援を行います。衣服着脱の介助身体清潔、洗髪、洗身その他必要な入浴介助

③ 排 泄

ご契約者の心身の状況に配慮し排泄の介助を行います。

④ 食事介助

利用中の食事の提供に対し準備、後始末の介助・食事の摂取介助・その他必要な食事の介助を含む心身の状況に応じた必要な支援及びサービスを提供する。

⑤ 機能訓練、アクティビティーサービス

ご利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることが出来るような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基本的なサービス（訓練）及び機能低下を予防するために必要な訓練を行う。また、ご利用様の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供します。レクリエーション・行事的活動（社会参加を目的とした外出活動等）体操・休養

⑥ 送 迎

障がいの程度、地理的条件、その他理由により送迎が必要なご利用者様については、必要な支援、サービスを提供する。（移動、移乗動作の介助・送迎）

⑦ 相談及び助言

ご利用者様及びそのご家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
（日常生活動作訓練の相談、助言・自助具等の利用方法の相談、助言 その他必要な相談、助言）

⑧ 通所介護計画の作成

ご利用者様ごとのケアプランに基づいて、心身状況などに配慮し個別支援計画としての通所介護計画を作成します。

- ・ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。
- ・ 要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならない（介護保険外）サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事料金：１食／日あたり４００円（食事時間）１２：００～１２：３０

- ・ 当事業所では栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ※ 体調不良その他の個人的理由により急に欠食された場合でも食事料は頂きます。

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます
利用料金：材料費等の実費を頂く場合がございます。

③ 別途送迎費

長距離送迎（片道 15km を超える場合）ご利用のご契約者には別途送迎費片道 500 円を負担いただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。 1 枚につき 10 円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。 おむつ代等：実費 100 円/枚

⑥ 計画予定時間前後を超過してのご利用をご希望の方は介護保険外にて 1000 円 / 時間のご負担を頂きます。（ご利用希望の際は事前にご相談又はご連絡下さい。）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事項について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

- ①介護保険法定料金及びその他の食事代等の個人負担においては、翌月初回日に金額提示をいたします。
- ②介護保険法定料金及びその他の食事代等の個人負担においては、利用翌月15日までに、施設指定金融機関よりの引き落とし又は直接お支払い頂きます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

利用日予定の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施の前日までに事業者申し出て下さい。サービス利用日の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

① キャンセル料

お客様の都合によりサービス利用を中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

- ・利用当日の午前8時までにご連絡いただいた場合は 無料
- ・利用当日の午前8時までにご連絡いただけなかった場合は 利用料の50%

② 健康上の理由による利用の中止

- ・飲酒、暴力行為など、他ご利用者様への安全が確保できないと判断された場合はご利用をお断りすることがあります。
 - ・風邪、病気、感染の恐れ疾患の可能性がある場合は、急性期及び潜伏期間を含めて利用をお断りする場合があります。その他、施設内にて各種感染症拡大の可能性等が勘案される場合は、休館措置を取り利用を中止させていただきます。
 - ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、入浴やりハビリなどサービス内容の変更又は利用全般の中止をすることがあります。
 - ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。又必要に応じて速やかに主治医及び医療機関との連絡を取るなどの必要な措置を講じます。
- *サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望日に振り替えることが可能です。
ただし、定員数分の予約が入っている日にはご利用いただけませんのでご了承下さい。
(対象の方はこの限りではありません。)

(5) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(6) 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ② 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(7) 虐待防止に関する事項)

- ・事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- ・事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

5. 苦情の受付について（契約書第 20 条）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 たちばな苑デイサービスセンター

（電話）０９４８－５２－１４７７ （FAX）０９４８－５３－３２１５

受付時間 毎週 月曜日 ～ 土曜日 ８：３０ ～ １７：３０

管理者(苦情受付担当) 皆 川 浩 美

（２）その他苦情受付機関

福岡県国民健康保険団体連合会	所在地：福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 TEL：０９２－６４２－７８５９ FAX：０９２－６４２－７８５３
嘉麻市役所（高齢者介護課）	TEL：０９４８－４２－７４３１

関連施設

介護老人福祉施設・短期入所生活介護

特別養護老人ホームたちばな苑

附則

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

6. 個人情報

(1) 個人情報の使用について

ご利用者またはご家族の個人情報については、写真・VTRを含め下記の個人情報の使用目的に記載している場合を除いては、口頭での説明又はご本人への内容公開した上で、承諾書に必要事項をご記入戴いた上で了解得た物のみ使用する事とします。

個人情報の使用目的

社会福祉法人山田福祉会たちばな苑デイサービスセンターでは、個人情報保護法及びご利用者様の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報の関する基本方針」の下、ここにご利用者様の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービス提供に関する必要な利用目的】

施設内部での利用目的

- ①施設がご利用者様に提供する介護サービス ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該ご利用者様の介護・医療サービスの向上

他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設がご利用者様に提供する介護サービスのうち
 - ・ ご利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他業務委託
 - ・ ご利用者様の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身状況の説明
- ② 介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託（一部委託を含む）
 - 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[施設内部での利用目的]

施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・ 施設において行われる事例研究等

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ① 施設の管理運営業務のうち外部監査機関、評価機関等への情報提供なお、あらかじめご利用様ご本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 山田福祉会

理事長 赤 間 晴 子

たちばな苑デイサービスセンター

施設長 皆 川 浩 美

7. プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

社会福祉法人 山田福祉会（以下「当法人」という。）は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の取扱いについて

（１）個人情報の取得について

当法人は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得いたします。

（２）個人情報の利用について

ア 当法人は、個人情報を利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

なお、当法人で取り扱う個人情報の利用目的は別紙使用目的のとおりです。

イ 当法人は、個人情報を第三者との間で共同利用し、又は個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行った上、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

（３）個人情報の第三者提供について

当法人は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

2 個人情報の安全管理について

（１）当法人は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。

（２）当法人は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

（３）当法人は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏えいさせません。

3 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、利用停止、消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求ある場合には、異議なく速やかに対応します。

4 組織・体制

（１）当法人は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。

（２）当法人は、職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。

5 法令・規範の遵守について

当法人は、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律、福岡県個人情報保護条例その他個人情報保護関連法令を遵守します。

6 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善

当法人は、この方針を実行するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本方針、「個人情報保護規程」及びその他の規程、規則を含む。）を策定し、これを当施設職員その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善いたします。

平成21年4月1日制定

社会福祉法人 山田福祉会
理事長 赤間 晴子
たちばな苑デイサービスセンター
管理者 皆川 浩美